

重点的に取り組むべき課題に係る 当面のスケジュール

1 「放射線療法及び化学療法の推進」（がん診療連携拠点病院）関係

- ① 平成19年度のがん診療連携拠点病院の指定については、①「地域がん診療連携拠点病院の整備に関する指針」（平成13年8月30日健発第865号厚生労働省健康局長通知）に基づく指定を受け、平成20年3月末までの間に限り、「がん診療連携拠点病院の整備に関する指針」（平成18年2月1日健発0201004号厚生労働省健康局長通知。以下「現行整備指針」という。）により指定を受けているとみなされているがん診療連携拠点病院（119カ所）及び新規に推薦があった医療機関を対象として、②現行整備指針に基づく指定を行う予定としている。

今後のスケジュール（案）

平成19年	8月末	様式の提示
	10月末	申請×切
	12月末	審査（検討会）
平成20年	1月	結果通知

- ② これと並行して、がん診療連携拠点病院（以下「拠点病院」という。）に係る現況調査の結果を勘案しつつ、がん対策推進基本計画（平成19年6月15日閣議決定。以下「基本計画」という。）を踏まえ、平成19年度中を目途に、現行整備指針の改訂を行う予定としている。

今後のスケジュール（案）

平成19年8月末日処	現況調査
平成20年3月末日途	新整備指針の策定（通知発出）

2 「治療の初期段階からの緩和ケアの実施」関係

- ① 基本計画においては、緩和ケアに関する個別目標として、
 - ・ がん診療を行っているすべての医師が研修等により、緩和ケアについての基本的な知識を習得すること
 - ・ 原則として全国すべての2次医療圏において、緩和ケアに関する専門的な知識及び技能を有する緩和ケアチームを設置している拠点病院等を複数箇所整備することが掲げられている。

- ② こうしたことから、本年度、緩和ケアの普及啓発を牽引する、各都道府県における指導者の育成を目的とした研修会を開催することとしており、追って、都道府県に対して正式に研修会の周知を行う予定としている。

- ③ 各都道府県におかれては、都道府県がん診療連携拠点病院等における緩和ケアチームの医師など、緩和ケアについて経験を有している医師を、本研修会に派遣することにつき、あらかじめ御了知いただきたいと考えている。

- ④ また、本研修会の受講者を講師として、がん診療を行っている一般の医師を対象とした緩和ケアの研修会を開催する等により、都道府県や拠点病院における緩和ケアの普及啓発に御協力いただきたいと考えている。

3 「がん登録の推進」関係

- ① 拠点病院では既に、標準登録様式に基づく院内がん登録を実施しているところであるが、国立がんセンターがん対策情報センター（以下「がん対策情報センター」という。）において、がん登録の実務を担う者に対する研修など、拠点病院に対する技術的支援を実施していくこととなっている。

- ② また、基本計画においては、「がん対策情報センターは拠点病院等との協力の下、がん登録の情報を収集し、全国的な傾向や課題などを分析する」とされている。

- ③ このため、後日、がん対策情報センターから、①院内がん登録の実施状況を把握するための調査や②院内がん登録を全国的に分析するためのデータの提供依頼を行う予定としている。

がん対策推進基本計画における個別目標及び目標期限について
(一覧表)

分野別施策	個別目標	目標期限
放射線療法及び化学療法の推進並びに医療従事者の育成	すべての拠点病院において、放射線療法及び外来化学療法を実施できる体制を整備すること	5年以内
	拠点病院のうち、少なくとも都道府県がん診療連携拠点病院及び特定機能病院において、放射線療法部門及び化学療法部門を設置すること	5年以内
	抗がん剤等の医薬品について、新薬の上市までの期間を2.5年短縮すること	5年以内
緩和ケア	すべてのがん診療に携わる医師が研修等により、緩和ケアについての基本的な知識を習得すること	10年以内
	原則として全国すべての2次医療圏において、緩和ケアの知識及び技能を習得しているがん診療に携わる医師数を増加させること	5年以内
	原則として全国すべての2次医療圏において、緩和ケアに関する専門的な知識及び技能を有する緩和ケアチームを設置している拠点病院等がん診療を行っている医療機関を複数箇所整備すること。	5年以内
在宅医療	がん患者の意向を踏まえ、住み慣れた家庭や地域での療養を選択できる患者数を増加させること	—
診療ガイドラインの作成	科学的根拠に基づいて作成可能なすべてのがんの種類についての診療ガイドラインを作成するとともに、必要に応じて更新していくこと	—
医療機関の整備等	原則として全国すべての2次医療圏において、概ね1箇所程度拠点病院を整備すること	3年以内
	すべての拠点病院において、5大がん（肺がん、胃がん、肝がん、大腸がん、乳がん）に関する地域連携クリティカルパスを整備すること	5年以内

がん対策推進基本計画における個別目標及び目標期限について
(一覧表)

分野別施策	個別目標	目標期限
がん医療に関する相談支援及び 情報提供	原則として全国すべての2次医療圏において、相談支援センターを概ね1箇所程度整備すること	3年以内
	すべての相談支援センターにおいて、がん対策情報センターによる研修を修了した相談員を配置すること	5年以内
	がんに関する情報を掲載したパンフレットの種類を増加させるとともに、当該パンフレットを配布する医療機関等の数を増加させること。加えて、当該パンフレットや、がんの種類による特性等も踏まえた患者必携等に含まれる情報をすべてのがん患者及びその家族が入手できるようにすること	—
	拠点病院における診療実績、専門的にがん診療を行う医師及び臨床試験の実施状況に関する情報等を更に充実させること。	—
がん登録	院内がん登録を実施している医療機関数を増加させるとともに、すべての拠点病院における院内がん登録の実施状況（診断から5年以内の登録症例の予後の判明状況など）を把握し、その状況を改善すること	—
	すべての拠点病院において、がん登録の実務を担う者が必要な研修を受講すること	5年以内
	がん登録に対する国民の認知度調査を行うとともに、がん登録の在り方について更なる検討を行い、その課題及び対応策を取りまとめること	—
がんの予防	発がんリスクの低減を図るため、たばこ対策について、すべての国民が喫煙の及ぼす健康影響について十分に認識すること、適切な受動喫煙防止対策を実施すること、未成年者の喫煙率を0%とすること、さらに、禁煙支援プログラムのさらなる普及を図りつつ、喫煙をやめたい人に対する禁煙支援を行っていくこと	未成年者の喫煙率0%を 3年以内
	健康日本21に掲げられている「野菜の摂取量の増加」、「1日の食事において、果物類を摂取している者の増加」及び「脂肪エネルギー比率の減少」	3年以内

がん対策推進基本計画における個別目標及び目標期限について
(一覧表)

分野別施策	個別目標	目標期限
がんの早期発見	がん検診の受診率について、欧米諸国に比べて低いことも踏まえ、効果的・効率的な受診間隔や重点的に受診勧奨すべき対象者を考慮しつつ、50%以上（乳がん検診、大腸がん検診等）とすること	5年以内
	すべての市町村において、精度管理・事業評価が実施されるとともに、科学的根拠に基づくがん検診が実施されること	—
がん研究	がんによる死亡者数の減少、がん患者及びその家族の苦痛の軽減並びに療養生活の質の維持向上を実現するためのがん対策に資する研究をより一層推進していくこと	—